

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

飯能ロータリークラブキッズサポート基金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会飯能ロータリークラブキッズサポート基金設置規程（令和7年4月1日施行・以下「規程」という。）第5条第2項の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体等)

第2条 助成対象団体は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団であり、飯能市内でこどもに対する支援活動を実施する団体及び法人であること
- (2) 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（以下「本会」という。）から他の本会要綱等に基づき、当該年度に助成金等の交付を受けていないこと
- (3) 反社会勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員）ではないこと
- (4) 特定の政治的又は宗教的活動を行う団体ではないこと

(助成対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業等は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) こどもたちを対象とした居場所づくり
 - ① こども食堂
 - ② 学習支援の場・自習の場
 - ③ プレーパーク
 - ④ 多世代交流を目的とした居場所
 - ⑤ その他困難を抱えるこどもに居場所を提供する活動
 - (2) フードパントリーに併設された居場所づくり
 - ① フードパントリーの活動団体が、親子で参加できるイベント等の企画・実施を通じて居場所を提供する活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の要件すべてを満たさない事業については、助成対象外とする。
- (1) 実施期間が、当該年度中に設定されていること
 - (2) 本会発行の広報紙、ホームページ等での公表が可能であること
 - (3) 会員相互の親睦が目的でないこと
 - (4) 反社会勢力との関わり、政治又は宗教活動並びに営利活動、公益・公共の利益に反することを目的とした事業でないこと

3 助成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、本事業にかかる当該年度予算の範囲内において、当該事業費総額の2分の1以下とし、1団体5万円以内（助成金額は千円単位）とする。

(助成対象経費及び助成対象外経費)

第5条 助成の対象となる経費及び対象とならない経費は別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等(以下「申請団体等」という。)は、飯能ロータリークラブキッズサポート基金助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業計画書(別紙1)
- (2) 会則(団体等の活動目的、設立の趣旨が分かるもの。法人の場合は定款)
- (3) 会員名簿(法人の場合は役員名簿)
- (4) 当該事業周知資料(チラシ等)
- (5) 備品(単価3万円以上)等購入の場合、金額がわかる資料又は見積書
- (6) その他、本会会長が必要と認める書類等

(申請期間及び決定時期)

第7条 申請の受付期限は当該年度の10月末日までとする。

2 本事業にかかる当該年度予算が無くなり次第、申請受付を終了するものとする。

(助成金の審査)

第8条 本会会長は、申請書及び関係書類を審査し、その結果を飯能ロータリークラブキッズサポート基金助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請団体等へ通知する。

(助成事業の内容変更)

第9条 助成金の交付を受けた団体等(以下「交付団体等」という。)で、助成事業の内容の変更を余儀なくされた場合には、事前に変更承認申請書(様式第3号)を提出し、本会会長の承認を得なければならない。

(助成金の返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本会会長は交付団体等に対して助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は報告をしたとき
- (2) 助成金を目的に反して使用したとき
- (3) 計画した事業を一切実施しなかったとき
- (4) 助成交付額が実際にかかった事業費総額の2分の1を上回ったとき

(実施報告)

第11条 交付団体等は、当該事業完了後30日以内に飯能ロータリークラブキッズサポート基金助成事業実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長に報告しなければならない。

- (1) 領収証の写し
- (2) 活動内容のわかる写真や印刷物等
- (3) その他、本会会長が必要と認める書類

2 本会会長は、実施報告により助成金交付額を確定するものとし、前条に定める返還理由のいずれかに該当する場合は、返還額を通知して返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

支出科目	対象となる経費	対象とならない経費（例）
旅費交通費	・講師等の活動場所までの交通費実費 ・助成対象団体会員が参加する研修等の会場までの交通費実費	・事業参加者の交通費
諸謝金	・事業開催時の講師謝礼	・助成対象団体等会員の人件費 ・弔慰金 ・寸志、心付け
消耗品費	・助成対象事業で使用する、1品3万円未満の物品の購入費用	・配布を目的とした物品 ・助成対象事業以外に使用する物品
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷費	・助成対象事業以外に使用する印刷費
通信運搬費	・助成対象事業にかかる文書を送付するための切手代	・助成対象事業以外に使用する切手
食糧費	・助成事業実施当日の外部スタッフ及び講師の弁当代	・助成対象団体等の会員に対する食事 ・アルコール類
賃借料	・助成事業実施のための会場使用料及び機器や物品のリース料	・娯楽施設等の入場料、使用料
保険料	・実施事業保険料	
その他	・上記以外で、助成対象事業実施に必要であると会長が認めたもの	

※以下の事項は、助成の対象となりません。

- ① 団体の経常経費、維持経費及び人件費
- ② 領収書等がない等、資金使途が不明なもの
- ③ 交付決定日以前の経費